

茨木市緊急対策 第6弾を実施

総額 4 億 4,292 万円

新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算を
2月15日に専決しました。申請方法が記載されてい
ない事業は、各問合せ先または市HPでご確認ください。
問合せ先 財政課 ☎ 620・1612

1 陽性者・濃厚接触者世帯の負担軽減や日常生活支援を行います

Ⅱ 日用品・食料品・乳幼児食等の配達 (289万円)

陽性者、濃厚接触者と判断され、外出自粛要請を受けた世帯に自宅療養支援パック（日用品・食料品・乳幼児食等）の配達を行います。

【対象】 新型コロナウイルス陽性者・濃厚接触認定者の世帯（対象者に個別案内）

【内容】 日用品等を詰めた自宅療養支援パック（1週間分）を配達

【問合せ先】 相談支援課 ☎ 655・2758

Ⅱ 買物代行等サービスの実施 (74万円)

陽性者、濃厚接触者と判断され、外出自粛要請を受けた世帯に買物代行等のサービスを行います。

【対象】 新型コロナウイルス陽性者・濃厚接触認定者の世帯（対象者に個別案内）

【内容】 買物代行、薬の受け取り（非接触サービス限定）

【問合せ先】 地域福祉課 ☎ 620・1634

2 障害福祉、介護、保育・幼児教育のサービス体制を確保します

Ⅱ 障害者（児）サービス事業所従業員・利用者等のPCR検査費用助成 (963万円)

【対象】 市内①障害福祉サービス事業所・②放課後等デイサービス事業所等の従業員・利用者等

【補助額】 1人上限2万円（1事業所あたり上限あり）、申請に基づき順次支給

【申請】 申請書類（①障害福祉課・②子育て支援課で配付、市HPからダウンロード可）を郵送で、
〒567-8505 各担当課① ☎ 620・1636、② ☎ 620・1633

Ⅱ 介護サービス事業所従業員・利用者等のPCR検査費用助成 (603万円)

【対象】 市内介護事業所・コミュニティデイハウス・街かどデイハウスの従業員・利用者等

【補助額】 1人上限2万円（1事業所あたり上限あり）、申請に基づき順次支給

【申請】 申請書類（長寿介護課で配付、市HPからダウンロード可）を郵送で、〒567-8505 同課 ☎
620・1639

Ⅱ 保育施設等従業員のPCR検査費用助成 (770万円)

【対象】 市内①認定こども園・保育所・幼稚園・小規模保育事業所・認可外保育施設・事業所内保育事業所・
病児保育室・②学童保育室等の従業員

【補助額】 1人上限2万円（1施設あたり上限あり）、申請に基づき順次支給

【問合せ先】 ①保育幼稚園事業課 ☎ 620・1638、②学童保育課 ☎ 620・1801

3

医療機関、障害福祉・介護サービス事業所を応援します

Ⅱ 医療機関への応援給付金 (7,330 万円)

【対 象】市内の医療機関、歯科診療所、調剤薬局（厚生労働大臣が指定する保険医療機関等）

【支給額】①二次救急告示病院：200 万円、②①以外の病院：100 万円、③①②以外の医療機関・歯科診療所・調剤薬局：10 万円、申請に基づき順次支給

【問合せ】保健医療課 ☎ 655・2756

Ⅱ 障害者（児）福祉サービス事業所への応援給付金 (2,404 万円)

【対 象】次の全てを満たす市内障害福祉サービス事業所・放課後等デイサービス事業所等（昨年 12 月 1 日時点で府・市から障害福祉サービス等の指定または委託を受けている）を有する法人

①昨年 2 月～今年 1 月のいずれかの月に障害福祉サービス等の提供実績がある

②申請日以降、引き続き障害福祉サービス等の提供を行う予定である

【支給額】1 事業所あたり 10 万円、申請に基づき順次支給

【問合せ】障害者サービス事業所＝障害福祉課 ☎ 620・1636、障害児サービス事業所＝子育て支援課 ☎ 620・1633

Ⅱ 介護サービス事業所への応援給付金 (2,403 万円)

【対 象】次の全てを満たす市内事業所（昨年 12 月 1 日時点で市から介護サービスの指定を受けているもの）を有する法人

①介護保険法に基づき、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスを提供している（補装具や福祉用具を扱っている事業所除く）

②昨年 2 月～今年 1 月のいずれかの月に介護サービスの提供実績がある

③申請日以降、引き続き介護サービスの提供を行う予定である

【支給額】1 事業所あたり 10 万円、申請に基づき順次支給

【問合せ】長寿介護課 ☎ 620・1639

4

中小企業・個人事業主（府営業時間短縮協力金の対象除く）を応援します

Ⅱ 事業者応援給付金 (2 億 9,461 万円)

【対 象】府営業時間短縮協力金の対象事業者除く昨年 12 月 31 日までに開業し、市内に事業所を有する中小企業等（詳細は裏表紙参照）

【支給額】1 事業者あたり 6 万円

【問合せ】同給付金コールセンター（詳細は市 HP 参照）または商工労政課 ☎ 620・1620

その他の令和 2 年度補正予算（第 12 号）の内容、詳細は市 HP（右図読み取り）へ



新型コロナウイルス感染症関連 感染拡大防止に引き続きご協力ください

2月15日現在、府内に緊急事態宣言が発出されています。当月号発行時には緊急事態宣言が、まん延防止等重点措置に移行するなど新たな対策が要請されている可能性があります。引き続き感染拡大防止にご協力をお願いします。なお、府からの最新の要請・協力依頼の内容や市の対応等については市HP（右図読み取り）をご確認いただくか、下記コールセンターまでお問い合わせください。また、新型コロナワクチンに関するお知らせは7ページをご覧ください。



新型コロナウイルス感染症に関するコールセンター

■市コールセンター（市の総合的な対応、取組みの相談窓口）

☎ 072・655・2750、FAX 072・655・2760（3月31日までの平日、午前9時～午後5時）
※ 4月1日から通話料無料で受付時間の長い下記市新型コロナワクチンコールセンターに統合します。

■市新型コロナワクチンコールセンター（ワクチンに関すること※7ページ参照）

☎ 0120・695・890（通話料無料）、FAX 072・655・2760
（3月1日から、平日＝午前9時～午後8時、土・日曜日・祝日＝午前9時～午後5時）

■府新型コロナこころのフリーダイヤル（ストレスや不安等の無料相談窓口）

☎ 0120・017・556（土・日曜日、祝日含む3月31日まで、午前9時30分～午後5時）

■府緊急事態措置コールセンター（特措法に基づく営業時間短縮要請等の相談窓口）

☎ 06・4397・3268（緊急事態宣言解除までの平日、午前9時～午後6時）

体調に異変を感じたら

次のいずれかに該当する場合は、すぐに相談・受診してください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- ・高齢者や糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある人で、発熱や咳等の軽い風邪の症状がある
- ・上記以外で発熱や咳等軽い風邪の症状が続く（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください）

かかりつけ医が

いない

府新型コロナ受診相談センター

TEL 06・7166・9911

FAX 06・6944・7579

受付時間 終日（土・日曜日・祝日も対応）

いる

かかりつけ医に電話で
相談してください。

※診療時間外等は左記「府新型コロナ受診相談センター」に相談してください。

郵送等による手続きのご利用を

下表の手続きは郵送による手続きが可能です。窓口での混雑を避けるため、郵送等による手続きにご協力をお願いします。詳細は各担当課にお問い合わせください。また、下表以外でも、郵送による手続きが可能なものがありますので、市役所にお越しいただく前に、市 HP 等でご確認ください。

※下表の受付窓口・問合先の市外局番は 072、メールアドレスのドメインは「@city.ibaraki.lg.jp」です。

◆住民票・証明・届出

No.	名称	受付窓口・問合先
1	住民票の写しの請求	市民課 ☎ 620・1621 FAX 627・0369 ✉ shimin
2	戸籍謄本の請求	
3	転出届	
4	マイナンバーカードの交付申請書の請求	

◆子ども

No.	名称	受付窓口・問合先
1	こども医療費等助成制度	こども政策課 ☎ 620・1625 FAX 622・8722
2	児童手当の新規申請等	✉ kodomoseisaku
3	保育所等の入所申込	保育幼稚園事業課 ☎ 620・1638 FAX 622・9089 ✉ hy-jigyo
4	学童保育室の入退室等の手続き	学童保育課 ☎ 620・1801 FAX 622・8722 ✉ gakudohoiku

◆税・保険・年金

No.	名称	受付窓口・問合先
1	市・府民税の申告	市民税課 ☎ 620・1614 FAX 626・4826 ✉ shiminzei
2	法人市民税の申告	
3	所得（課税・非課税）証明書の申請	
4	納税証明の申請	
5	固定資産評価（公課）証明の申請	
6	住宅用家屋証明書（登録免許税の軽減用）の申請	
7	原動機付自転車（総排気量 125cc 以下、ミニカー）の廃車申請	
8	固定資産課税台帳閲覧	資産税課 ☎ 620・1615 FAX 626・4826 ✉ shisanzei
9	国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金の各種申請	保険年金課（国保） ☎ 620・1631 ✉ kokuhonenkin 同課（後期高齢） ☎ 620・1630 ✉ koureiiryo 同課（国民年金） ☎ 620・1632 ✉ nenkin FAX 624・2109

STOP コロナ差別

新型コロナウイルスに感染した人やその家族、医療従事者等に対する不当な差別や偏見、いじめ等の行為は、絶対に許されるものではありません。公的機関が提供する正しい情報を確認し、冷静な行動をお願いします。不当な差別や偏見、いじめ等に悩んでいる人には、相談窓口（市実施分は 19 ページ参照）があります。ぜひご相談ください。

法務省
相談窓口

みんなの人権 110 番 とき 平日 8:30～17:15 問合先 ☎ 0570・003・110

子どもの人権 110 番 とき 平日 8:30～17:15 問合先 ☎ 0120・007・110

女性の人権ホットライン とき 平日 8:30～17:15 問合先 ☎ 0570・070・810

外国語人権相談ダイヤル（Foreign-language Human Rights Hotline）

とき 平日（weekdays）、9:00～17:00 問合先 ☎ 0570・090・911

その他の新型コロナウイルス感染症に関連したお知らせ

◆マスク等の捨て方にご注意ください

新型コロナウイルス等に感染した人やその疑いのある人の鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、次の点に注意し、普通ごみとして出してください。花粉が飛び始める時期を迎えるにあたり、より一層の注意をお願いします。▶ごみ箱にごみ袋をかぶせ、ごみがいっぱいになる前に出す、▶ごみに直接触れないよう個別の袋に入れて封をした上で、中身が見える45ℓまでの透明の袋に入れ、袋の口をしっかりと結んでから出す、▶ごみを捨てたあとはしっかりと手を洗う。問合先 環境事業課 ☎ 634・0351

◆新型コロナウイルスに 便乗した特殊詐欺に注意！

新型コロナウイルスに便乗して、官公庁職員や子ども等になりすました不審な電話が発生しています。お金やキャッシュカードをだまし取られないように、不審に思ったら電話を切り、家族や警察に相談してください。問合先 茨木警察署生活安全課 ☎ 622・1234

◆大阪コロナ追跡システムのご利用を

同システムは、飲食店や施設・イベントを通じた感染拡大防止のため府が作成したものです（詳細は下図読み取り）。

施設の利用やイベント参加の際、二次元コードを活用して利用者がメールアドレスを登録します。後日、施設利用者に、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、施設の規模等に応じて、府から同日の施設利用者等にメールで注意喚起します。問合先 同システムコールセンター ☎ 06・4397・3354



運営者等 利用者等

◆国民健康保険、 後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な人は減免ができる場合がありますので、3月末までにご相談ください。問合先 保険年金課（国保） ☎ 620・1631、（後期） ☎ 620・1630

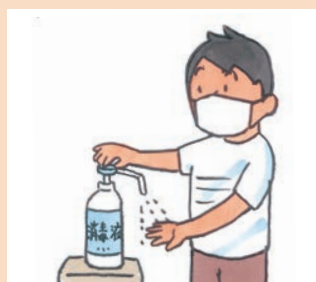
避難行動時等の感染症対策のお願い 問合先 危機管理課 ☎ 620・1617

在宅避難や親戚・友人の家等への避難の検討



過密状態による避難所での感染拡大を防ぐため、自宅等での安全確保が可能な場合には、在宅での避難や親戚・友人の家等への避難も検討してください。

手洗い、せきエチケット、マスクの着用等の徹底



避難所等では、こまめな手洗いや手指の消毒に加え、せきエチケット等の基本的な感染症対策をお願いします。また、マスクの着用や検温も徹底してください（可能な範囲で避難前も検温を）。

十分な換気の実施、スペースの確保



三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるため、避難所内では十分な換気と、避難者同士の十分なスペースの確保にご協力ください。

避難時に持参していただきたいもの



避難時には、通常の備蓄品に加えて、マスク（タオル等）・アルコール消毒液（除菌ウェットティッシュ）・体温計をご持参ください。



新型コロナワクチン接種

3つの大切なお知らせ

市では、新型コロナワクチン対策チームを設置し、市民の皆さまに早く安心してワクチンを接種いただく準備に注力しています。

接種券の発送は、いつ、誰に？

Q
01

A

対象	発送時期
令和3年2月15日時点で、住民基本台帳に記載されている市民で、令和3年度中に65歳以上となる人（昭和32年（1957年）4月1日以前生まれの人）	3月中旬以降から順次発送 （現在行われている医療従事者への接種状況によって、発送が遅れる可能性があります）
昭和32年（1957年）4月2日以降生まれの人※	国の決定後、広報いばらきや市HP等でお知らせします

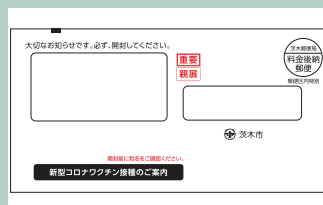
※詳細は国の決定後、広報いばらきや市HP等でお知らせします。

ワクチン接種は予約が必要？

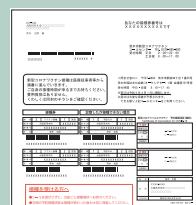
Q
02

A

接種には予約が必要です。年齢などによって接種可能時期が異なるため、その時期に対象でない人は予約できません。接種可能時期や接種場所等は国の決定後、広報いばらきや市HP等でお知らせします。また、市新型コロナワクチンコールセンター（下記参照）でもお答えします。



封筒



接種券

相談はどこに？

Q
03

A

新型コロナワクチンの接種券や接種予約のご不明な点は市新型コロナワクチンコールセンターへお電話ください。広報いばらきや市HP（右図読み取り）でも最新情報などをお知らせします。副反応など、医療に関することは府コールセンターへ（電話番号など決まり次第府・市HPに掲載）。

市コールセンター ☎ 0120・695・890（通話料無料）、FAX072・655・2760

（3月1日から、平日＝午前9時～午後8時、土・日曜日・祝日＝午前9時～午後5時）

